　0402-01



一般社団法人日本原子力学会

「原子力安全」調査専門委員会規約

平成28年6月17日　第1回理事会承認

（目的）

第１条 本規約は，専門委員会規程（0402）に基づき設置される「原子力安全」調査専門委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条 委員会は，原子力事故等の重大な事案が発生した場合に，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）としての対応方針策定のため，次の各号に掲げる事項に関する検討をおこなうことを任務とする。

（１）当該事案を検討するための調査委員会の設立判断に係る事項

（２）調査委員会設立の場合の委員長および委員の選任に係る事項

２　委員会は，判断およびその理由について理事会に報告する。

（組織）

第３条 委員会は，主査，幹事，委員をもって組織する。

２　主査は，会長が務める。

３　原則として，幹事は原子力安全部会の部会長とし，委員は原子力安全部会の副部会長（複数名）が担当する。

４　幹事および委員は，会長が委嘱する。

（設置期間）

第４条　委員会の設置期間は専門委員会規程第８条にかかわらず特に設けない。設置終了は本規約の廃止によるものとする。

（任期）

第５条 主査，幹事，委員の任期は，第３条で定める職務に準じるものとし，再任を妨げない。

（活動）

第６条　委員会の活動は，重大な事案発生時に開始し，主査あるいは幹事の招集により適宜会議を開催する。

２　専門委員会規程第10条によらず年度報告はおこなわない。

（改定）

第７条　本規約の改定は，企画委員会で起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成28年6月17日　第1回理事会制定，同日施行